

亀岡市監査公表第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項及び第4項の規定による監査を亀岡市監査基準に準拠して実施し、同条第12項の規定に基づき監査の結果に関する報告を決定したので、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和5年3月28日

亀岡市監査委員 関本 孝一

亀岡市監査委員 小川 克己

- 1 監査の種類
令和4年度定期監査及び行政監査
- 2 監査の対象
監査対象課等に係る令和4年度の事務の執行、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について
- 3 監査の着眼点
市の事務の執行及び財務に関する事務の執行が、適正かつ効率的に行われているか
- 4 監査の主な実施内容
監査の対象について、関係諸帳簿、証拠書類等を調査し、併せて関係各課長等への聴取を行った。
- 5 監査の実施場所及び日程
(1) 監査の実施場所
監査委員室

(2) 監査日程

監査対象課等	監査期間	ヒアリング実施日
○市長公室 秘書課 広報プロモーション課 人事課 SDGs 創生課 ○産業観光部 商工観光課 農林振興課 農地整備課 ○議会事務局 ○農業委員会事務局	令和4年 9月 9日から 令和4年11月 7日まで	令和4年10月 5日 令和4年10月 7日
○政策企画部 企画調整課 財政課 情報政策課 ○こども未来部 子育て支援課 保育課 ○会計管理室 財産管理課 会計課 ○上下水道部 総務・経営課 お客様サービス課 水道課 下水道課 ○市立病院	令和4年10月11日から 令和4年12月16日まで	令和4年11月11日 令和4年11月14日
○健康福祉部 地域福祉課 障がい福祉課 高齢福祉課 健康増進課	令和5年 1月12日から 令和5年 3月22日まで	令和5年 2月20日 令和5年 2月22日

6 監査の結果

監査の結果は、次の事項を除いて概ね適正であると認められた。

なお、監査執行の過程において、口頭により指導を行った軽易な事項については、今後の事務処理に留意されたい。

(1) 市長公室

次の各課に係る令和4年7月末現在における財務に関する事務の執行等について、抽出して監査を行った。

ア 秘書課

特に指摘する事項はなかった。

イ 広報プロモーション課

特に指摘する事項はなかった。

ウ 人事課

特に指摘する事項はなかった。

エ SDGs 創生課

特に指摘する事項はなかった。

(2) 産業観光部

次の各課に係る令和4年7月末現在における財務に関する事務の執行等について、抽出して監査を行った。

概ね適正に処理されていたが、一部に次のような事項が見受けられたので、適正な事務処理をされたい。

ア 商工観光課

(ア) 市有地占用料の納入通知書において、納期限に誤りがあった。

亀岡市財務規則には、会計年度単位で定めた収入金の納期限は、その年度の4月末日とし、末日が休日に当たるときは、その翌日としなければならないと定められている。

規定に基づき適正な事務処理をされたい。

(イ) 川の駅・亀岡水辺公園の管理運営に関する業務について、指定管理者から仕様書に定める緊急時の連絡先が書面で提出されていなかった。

緊急時の迅速な対応につなげるため、連絡先を書面で提出させ、管理体制を明確にされたい。

イ 農林振興課
特に指摘する事項はなかった。

ウ 農地整備課
特に指摘する事項はなかった。

(3) 議会事務局

令和4年7月末現在における財務に関する事務の執行等について、抽出して監査を行った。

特に指摘する事項はなかった。

(4) 農業委員会事務局

令和4年7月末現在における財務に関する事務の執行等について、抽出して監査を行った。

特に指摘する事項はなかった。

(5) 政策企画部

次の各課に係る令和4年8月末現在における財務に関する事務の執行等について、抽出して監査を行った。

ア 企画調整課
特に指摘する事項はなかった。

イ 財政課
特に指摘する事項はなかった。

ウ 情報政策課
特に指摘する事項はなかった。

(6) こども未来部

次の各課に係る令和4年8月末現在における財務に関する事務の執行等について、抽出して監査を行った。

概ね適正に処理されていたが、一部に次のような事項が見受けられたので、適正な事務処理をされたい。

ア 子育て支援課
児童扶養手当返還金及び児童手当返還金について、調定が行われていなかった。

地方自治法には、歳入を収入するときは、これを調定し、納入義務者に対して納入の通知をしなければならないと定められている。

規定に基づき適正な事務処理をされたい。

イ 保育課

市有地占用料の納入通知書において、納期限に誤りがあった。

亀岡市財務規則には、会計年度単位で定めた収入金の納期限は、その年度の4月末日とし、末日が休日に当たるときは、その翌日としなければならないと定められている。

規定に基づき適正な事務処理をされたい。

(7) 会計管理室

次の各課に係る令和4年8月末現在における財務に関する事務の執行等について、抽出して監査を行った。

ア 財産管理課

特に指摘する事項はなかった。

イ 会計課

特に指摘する事項はなかった。

(8) 上下水道部

次の各課に係る令和4年8月末現在における財務に関する事務の執行等について、抽出して監査を行った。

ア 総務・経営課、お客様サービス課、水道課（水道事業会計）

特に指摘する事項はなかった。

イ 総務・経営課、お客様サービス課、下水道課（下水道事業会計）

特に指摘する事項はなかった。

(9) 市立病院

令和4年8月末現在における財務に関する事務の執行等について、抽出して監査を行った。

特に指摘する事項はなかった。

(10) 健康福祉部

次の各課に係る令和4年11月末現在における財務に関する事務の

執行等について、抽出して監査を行った。

概ね適正に処理されていたが、一部に次のような事項が見受けられたので、適正な事務処理をされたい。

ア 地域福祉課

(ア) ふれあいプラザ使用料及び市有地占用料について、調定が行われていなかった。

地方自治法には、歳入を収入するときは、これを調定し、納入義務者に対して納入の通知をしなければならないと定められている。

規定に基づき適正な事務処理をされたい。

(イ) 社会福祉法人社会福祉協議会活動補助金（人件費補助）について、交付根拠としている規定では補助対象外となる職員の人件費を含めて交付決定していた。

速やかに規定を改正されたい。

(ウ) 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金交付事業に係る事務補助業務について、委託先から仕様書に定める書類が一部提出されていなかった。

適正な事務処理をされたい。

イ 障がい福祉課

特に指摘する事項はなかった。

ウ 高齢福祉課

特に指摘する事項はなかった。

エ 健康増進課

特に指摘する事項はなかった。

以上が令和4年度の財務に関する事務の執行等について監査した結果である。なお、今回の監査で見受けられた次の点については、今後の事務処理において留意されたい。

収入金の納入義務者に対して納入を通知する際、調定伝票の未作成や納期限の誤り等基本的なミスが見受けられた。

補助金申請の審査や確定をする際に、調査・確認を形式的に行っているのではないかと考えられるものがあつた。また、公の施設の指定管理においては、協定書、仕様書に記載されている項目をしっかりと書面で残せていないものがあつた。

これらのことは、疑問を持たずに正しいものとして前例踏襲で事務を行って

いることが原因と考えられる。

いま一度、財務に関する事務の基礎をおさえ直すとともに、ダブルチェック体制による調査・確認を行い、より適正に事務を執行されたい。